

第1号様式（第4条第1項）

指 定 申 請 書

平成21年4月22日

（申請先）

横浜市長 中田 宏 様

申請者 所在地 横浜市中区桜木町一丁目1番

団体名 社団法人横浜市医師会

代表者名氏名 会長 今井三男

横浜市救急医療センターの指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

（1）事業計画書

（2）定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

（3）法人にあっては、当該法人の登記簿謄本

（4）指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度及び前々年度の収支計算書及び事業報告書、賃借対照表などの財務諸表

（5）横浜市救急医療センターの管理に関する業務の収支予算書

（6）その他市長が必要と認める書類

第2号様式

法 人 の 概 要 1

(平成 21 年 4 月 22 日現在)

(単独法人又は代表構成法人用)

法人名	しゃだんほうじん よこはましいしかい 社団法人 横浜市医師会
所在地	〒231-0062 横浜市中区桜木町一丁目1番地
代表者	会長 今井三男
設立年月日	昭和 22 年 11 月 1 日
沿革	昭和 22 年 11 月 社団法人設立認可 昭和 46 年 4 月 准看護学院開校（現 横浜市医師会看護専門学校） 昭和 60 年 4 月 保土谷看護専門学校開校 平成 9 年 11 月 横浜市北部夜間急病センター開設 平成 12 年 12 月 横浜市南西部夜間急病センター開設
業務内容 ※	横浜市内に就業している医師を会員とする学術団体として、医学研鑽及び市民の健康増進、地域医療の充実のため多岐にわたる保健医療福祉事業を実施している。 1 横浜市北部夜間急病センターの運営 2 横浜市南西部夜間急病センターの運営 3 横浜市医師会看護専門学校の運営 4 横浜市医師会保土谷看護専門学校の運営 5 各種健診・予防接種事業 6 市民を対象とした健康増進のための啓発活動・医療に関する情報提供 7 医師会会員を対象とした医学研修及び福祉厚生事業 8 その他医師会活動
主な実績 ※	平成 19 年度実績 1 横浜市北部夜間急病センター ・ 総患者数 12,085 人（1 日平均 33.0 人） 内訳) 内科 3,035 人 小児科 7,727 人 その他 1,323 人 ・ 転送患者数 203 人 2 横浜市南西部夜間急病センター ・ 総患者数 9,139 人（1 日平均 25.0 人） 内訳) 内科 2,571 人 小児科 5,471 人 その他 1,097 人 ・ 転送患者数 135 人

財政状況 (過去3年 間について 記入してく ださい)	年 度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
	総収入	1,710,023,014	1,661,761,955	1,663,501,901
	総支出	1,607,151,570	1,613,074,097	1,755,821,337
	当期損益	102,871,444	48,687,858	▲92,319,436
	累積損益	1,777,607,089	1,826,294,947	1,733,975,511

第5号様式

宣 誓 書

平成21年4月22日

(申請先)

横浜市長 中田 宏 様

(申請者) 所在地 横浜市中区桜木町一丁目1番

団体名 社団法人横浜市医師会

代表者名氏名 会長 今井三男

以下の事項について虚偽・誤りのないことを約束します。

- 1 市から指名停止処分を受けていないこと。
- 2 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- 3 最近1年間、市税・法人税・消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- 4 民事再生法に基づく再生手続きの開始の申立をしていないこと。
- 5 横浜市救急医療センター指定管理者選定委員会委員が経営又は運営に直接関与していないこと。

第6号様式

単独法人名・共同事業体名 社団法人横浜市医師会

センターの役割と管理運営についての考え方

公の施設であるセンターの理念、設置意義に基づいて、指定管理者として実現したいことなどを記載してください。

また、センター事業を実施するにあたり、法人として取り組もうとする特記すべき事項がありましたら記載してください。

① センターの役割に対する基本的な考え方

昭和50年代前半、初期救急患者のいわゆる「たらい回し」が深刻な社会問題となっていました。当時の横浜市医師会は市当局との協力のもと、財団法人横浜市救急医療センター（その後、財団法人横浜市総合保健医療財団に統合）を設立し、昭和56年5月に横浜市救急医療センターが開設されました。その理念は、診療所医師は責任をもって市民の初期救急診療にあたることでした。爾来、25年間、横浜市医師会は出動医師確保に協力することで、横浜市救急医療センターが市民に初期救急医療を一日も欠くことなく提供することに貢献してきました。

しかしながら、横浜市救急医療センターに指定管理者制度が導入され、平成18年7月からは社団法人横浜市病院協会が指定管理者として、センターの運営を行うことになりました。それをもって25年間センターを運営してきた財団法人横浜市総合保健医療財団と横浜市医師会の協力関係が打ち切られる事態となりました。

今回、横浜市病院協会の指定管理者辞退を受け、横浜市医師会がプロポーザル参加指名されました。このことは、本会がこれまで行ってきた事業の公益性が評価されたこと、夜間急病センターの出動医師確保が可能であることなどが理由と考えています。

初期救急医療事業は、本来、横浜市が用意すべきセーフティーネットです。本事業の目的は医療を必要とする市民に迅速で的確な初期救急医療を提供し、必要に応じて、速やかに二次、三次救急医療に転送する体制を継続維持することと考えています。横浜市医師会は初期救急医療は診療所医師が担当すべきと考えています。

② 指定管理者として、センター事業を通じて、どのような地域貢献（市民への還元）を実現したいと考えているのか、記載してください。

ア サービス水準の向上

患者にとって満足度の高いサービス提供を行うため、患者へのアンケート調査を実施し、その結果に基づき、業務改善を図り、サービス水準の向上に努めます。

イ 患者の安全管理

横浜市救急医療センター医療安全管理指針を策定しました（添付資料1）。今後はこの指針に従い、患者の安全管理に努めます。横浜市医師会はセンターでの医療事故防止に最大限の努力を払います。

ウ コスト削減など効率的な業務実施

横浜市救急医療センター事業支出の大半が人件費です。しかし医療サービスの多くの部分は人が提供するものであり、患者や家族に親切で、きめ細かいサービスを提供するには十分な人員を配置することが必要不可欠です。横浜市医師会が提案する医師人員配置計画は、常勤医師を最小限とし、本会会員が非常勤職員として出動します。この方法は人件費の観点から見て非常に優れた経費削減効果があると考えます。

人件費以外に大きな割合を占める経費として広報費があります。市民向けの広報とし

第6号様式

単独法人名・共同事業体名 社団法人横浜市医師会

て、ホームページの充実、横浜市医師会が発行している市民広報誌「みんなの健康」での広報、横浜市医師会が提供しているテレビ神奈川の番組「メディカルチェック・みんなの健康」での広報などを計画しています。本会が運営、提供する既存のメディアを通じた広報は経費を抑えながら効果のある広報であると考えます。

その他の事業経費については事務処理のIT化、レセプトオンライン請求の実行、X線装置のフィルムレス化等を推進し、ランニングコストの削減に主眼を置き、健全運営に努める所存です。

エ 人材確保と育成

(1) 人材確保

夜間急病センターの診療科目である内科・小児科・眼科・耳鼻咽喉科については、横浜市医師会の全会員に対して出動要請するとともに、横浜内科学会・横浜市小児科医会・横浜市眼科医会・横浜市耳鼻咽喉科医会と調整を図り出動医を確保します。

また、薬剤師、臨床衛生検査技師、放射線技師については、横浜市薬剤師会、神奈川県臨床衛生検査技師会及び神奈川県放射線技師会からの派遣を受け、必要な人員を確保するよう努めます。

なお、看護師及び事務員については、本会が募集から雇用までを一貫して行い、必要な人員を確保してまいります。

(2) 人材育成

医療現場では、サービス提供する人材の育成がなにより大切であると考えています。そのため、センター内研修とセンター外研修を連動させて実施し、職員のスキルアップを図ります。また、センターでは常勤職員の他に多くの非常勤職員が勤務します。医師（内科・小児科・眼科・耳鼻咽喉科）・看護師・薬剤師・臨床衛生検査技師・放射線技師・電話オペレーター・電話相談看護師・事務職員など多種多様な医療スタッフに対し、それぞれの分野における人材育成研修を積極的に推し進めてまいります。

a 医師

医師に対する生涯教育として横浜市医師会が実施している研修を始め、救急医療研修会を実施し、救急医療全般に関わる知識、技術の向上を図ってまいります。また、当センターで使用する医療機器の更新等が行われた時には、必要に応じて取り扱い方法を中心とした実技研修を実施してまいります。

b 薬剤師、臨床衛生検査技師、放射線技師

薬剤師、臨床衛生検査技師、放射線技師につきましては、各委託先において研修等を実施するよう依頼します。また、横浜市医師会が開催する研修会にも参加して頂きます。

c 看護師

看護師には新採用職員研修及びフォローアップ研修を実施いたします。また、横浜市医師会救急医療研修会への出席に加えて外部講師による看護師研修会を開催し、看護師の質の向上に努めてまいります。

d 事務職員

事務職員には新採用職員研修及びフォローアップ研修を実施いたします。

患者との適切な窓口応対及び電話応対ができるよう指導に努めます。

③ ISOの取得についての考え方

横浜市医師会は環境マネジメントシステム規格としてISO14001が優れていると考えます。

第6号様式

単独法人名・共同事業体名 社団法人横浜市医師会

ISO14001認証取得を目指します。また、「ヨコハマG30」に基づき、省資源・省エネルギーに配慮し、ごみの減量・リサイクルに取り組み、環境負荷の少ない施設管理を行います。

④ コンプライアンス（法令遵守）に関する考え方、取り組み、情報公開に対する考え方や事業の透明性の確保策など、法人としての社会的な責任等に関する考え方

ア コンプライアンス（法令遵守）に関する考え方

横浜市医師会は法人としての法令遵守は当然のこと、会員及び職員の個人的レベルでの社会的規範や倫理（モラル）を守ることも「法人としてのコンプライアンス」と考えています。

イ 情報公開に対する考え方

横浜市医師会は横浜市救急医療センター個人情報保護指針（添付資料2）を策定しました。この指針に則り、情報公開を行います。

ウ 事業の透明性の確保に関する考え方

横浜市医師会は社団法人として果たすべき事業の透明性の確保に努めてまいります。

※添付資料

- 1 横浜市救急医療センター医療安全管理指針
- 2 横浜市救急医療センター個人情報保護指針
- 3 横浜市救急医療センター院内感染対策指針
- 4 横浜市救急医療センター医療機器の保守点検・安全使用指針

第7号様式

単独法人名・共同事業体名 社団法人 横浜市医師会

センターの事業実施に関する基本方針

センターの役割や特色を活かし、どのように事業を展開するのか、事業実施の基本方針と事業体系、それらが生み出す本市の救急医療体制への効果などについて記載してください。

① センター事業を展開する上での基本方針

ア 患者満足度の高いサービスの提供

(1) 患者アンケートの実施

患者のニーズを的確に把握するため、患者アンケートを実施し、業務の改善に反映してまいります。

(2) インフォームド・コンセントの徹底

患者や家族が医療行為（診療・検査・投薬など）の内容についてよく説明を受け理解した上で、方針に合意することの徹底に努めます。説明の内容としては、対象となる行為の名称・内容・期待されている結果のみではなく、代替治療、副作用、費用、予後までも含んだ正確な情報が与えられることが望ましいと考えています。

イ 情報公開の徹底

センターの運営状況情報を公開することは大切と考え、情報公開に努めてまいります。

ウ 安全管理の徹底

施設を運営するに当たっては、医療の安全確保を最優先に考えます。横浜市救急医療センター医療安全管理指針（添付資料1）を策定しました。この指針に従い、事故を未然に防ぐよう努めます。

エ 診療後の医療機関紹介

診療後は、医師、看護師等から、今後の方針について適切なアドバイスを行います。希望する患者には最寄りの医療機関等を紹介するよう努めます。

② 本市の救急医療体制にもたらされる効果についての考え方

横浜市救急医療センターは横浜市における重要な初期救急医療体制の一つです。夜間急病センターは20時から24時の初期救急医療を市民に提供します。救急医療情報センターは24時間365日常時救急医療機関応需情報を市民に提供します。これらの事業は市民の生命と健康を守る横浜市の役割をサポートすると考えます。

第8号様式

単独法人名・共同事業体名 社団法人 横浜市医師会

夜間急病センターの事業計画

センターの診療所部門である、夜間急病センターにおける事業計画と、それを、円滑に推進するために、どのような執行体制を構築し、工夫を図っていくのか記載ください。

① 夜間急病センターの事業計画について、具体的に記載してください。

ア 診療時間について

毎夜間、20時から24時

イ 診療科目について

内科・小児科・眼科・耳鼻咽喉科

ウ 診療体制について（ブースの活用等の提案）

現在は1階で受付し、患者がカルテを持って2階で受診、受診後は処方箋、会計票を持って1階で会計をしています。一連の事務処理をIT化、効率化し、患者の負担を軽減するよう検討してまいります。また、ブースに余裕があるので、繁忙期には医師・看護師・事務員等の増員を検討してまいります。

エ 人員配置について

下表に示すように診療体制・人員配置を行う予定です。

(単位：人)

		平日	土曜日	日・祝日	二連休	三・四連休	年末年始
医 師	内 科	2	2	2	2	2	2
	小 児 科	1	2	2	2	3	3
	眼 科	1	1	1	1	2	2
	耳鼻咽喉科	1	1	1	1	2	2
	小 計	5	6	6	6	9	9
薬 剤 師	2	3	3	4	4	6	
検 查 技 師	1	1	1	1	1	1	
放 射 線 技 師	1	1	1	1	1	1	
看 護 師	4(6)	5(7)	5(7)	5(7)	9(11)	9(11)	
事 務 員	3(4)	4(5)	4(5)	4(5)	5(6)	5(6)	

※ 看護師・事務員の()内は、常勤職員を含めた人数です。

オ 患者の安全管理について

横浜市救急医療センター医療安全管理指針を策定しました（添付資料1）。これに従い患者の安全管理に努めます。

② より良いサービスの提供、コスト削減など、円滑に事業を実施するための工夫について

ア より良いサービスの提供

診療体制・人員配置の項目で示したように、これまで平日の内科医が1名であったものを2名に増員し、また、三・四連休並びに年末年始の繁忙期には、小児科医を従来の2名から3名、眼科医を1名から2名と増員します。看護師も併せて増員し、診療体制の強化を図ります。

イ コスト削減などの効率的な業務実施に向けた考え方

夜間急病センターの事業支出の大半は人件費です。しかし医療サービスの多くの部分は人が提供するものであり、患者や家族に親切で、きめ細かいサービスを提供するには十分な人員を確保

第8号様式

単独法人名・共同事業体名　　社団法人　横浜市医師会

することが必要不可欠です。人員削減によるコスト削減を考えるのではなく、適切な人員配置を行います。本会が提案している医師人員配置は、常勤医師は最小限とし、本会会員が非常勤職員として出動します。この方法は人件費削減の観点から見れば、非常に優れたものと考えます。

その他の事業経費については事務処理のIT化、レセプトオンライン請求の実行、X線装置のフィルムレス化等を推進し、ランニングコストの削減に主眼を置き、健全運営に努める所存です。

第9号様式

単独法人名・共同事業体名 社団法人 横浜市医師会

夜間急病センター事業実現のための診療体制確保に関する計画

夜間急病センターにおける事業計画実現のために必要な、医師を始めとする医療職員の確保策について、具体的な計画について記載ください。

① 医師の確保計画

夜間急病センターに配置する医師については、原則として横浜市医師会員を充てます。今後、全会員に対して夜間急病センター出動を要請するとともに、横浜内科学会・横浜市小児科医会・横浜市眼科医会・横浜市耳鼻咽喉科医会とも緊密な連携を図り、安定した医師の確保に努めます。

② コメディカルの確保計画

ア 看護師の確保

看護師については、本会において募集から雇用まで一貫して行います。

イ 薬剤師の確保

薬剤師については、社団法人横浜市薬剤師会と会員の派遣に関する契約を締結し、必要な人員を確保することに努めます。

ウ 臨床衛生検査技師の確保

臨床衛生検査技師については、社団法人神奈川県臨床衛生検査技師会と会員の派遣に関する契約を締結し、必要な人員を確保することに努めます。

エ 放射線技師の確保

放射線技師については、社団法人神奈川県放射線技師会と会員の派遣に関する契約を締結し、必要な人員を確保することに努めます。

③ その他事務スタッフの確保計画

事務職員については、本会において募集から雇用まで一貫して行います。

第10号様式

単独法人名・共同事業体名 社団法人横浜市医師会

夜間急病センターの医療機関連携に関する計画

夜間急病センターでの診察の結果、専門的な医師の診察や入院治療が必要な場合に、確実に対応することが必要となります。円滑な医療連携を確保するための具体的な計画・方策などについて記載してください。

① 専門的な診療や入院が必要な場合の転送、転医に対する考え方や工夫

患者の病状に応じて、適切な医療機関への転送に努めます。

ア インフォームド・コンセントの徹底

重症者を他の医療機関へ紹介、転送するに当たっては、患者や家族が納得するようインフォームド・コンセントの徹底に努めます。

イ 後方病院の確保

二次救急を担当する横浜市内7カ所の小児救急拠点病院、病院群輪番制事業の当番病院、三次救急を担当する救命救急センターと緊密に連携を図り、後方病院の確保に努めます。

ウ 医療機関急患応需情報収集

救急医療情報センターが保有する医療機関急患応需情報を活用し、転送が必要な患者の速やかな転送に努めます。

② 円滑な医療連携を確保するための具体的な計画

二次救急を担当する横浜市内7カ所の小児救急拠点病院、病院群輪番制事業の当番病院、三次救急を担当する救命救急センターなどの後方病院との連携を図ることが大切と考えます。横浜市救急医療センター職員と後方病院職員との医療連携の推進に取り組んでまいります。

ア 横浜市医師会が実施する研修会の開催

横浜市救急医療センター職員を対象に救急医療研修会を開催します。

イ 後方病院医師との連携

横浜市医師会会員である後方病院の医師から日常の医療連携に関する具体的な意見や要望を聞き取り、継続的な連携強化に繋げてまいります。

ウ 北部及び南西部夜間急病センターとの情報交換

本会が運営している横浜市北部夜間急病センター及び横浜市南西部夜間急病センターとの間で日常的に情報交換を行い、後方病院との連携強化に努めます。

第11号様式

単独法人名・共同事業体名 社団法人横浜市医師会

救急医療情報センターの事業計画

センターの情報提供部門である、救急医療情報センターにおける事業をどのように展開していくのか、また、その事業計画を実現するために、どのような工夫や体制構築を図っていくのか記載ください。

① 救急医療情報センターの事業計画

ア 人員配置について（平日、土曜日、日曜・祝日、年末年始、時間帯ごとの配置がわかるように具体的な配置計画を示してください）

□ 現在実施されている救急医療情報センター業務と同じ水準で人員配置が確保できるよう、委託業者と調整を行います。概ね、人員配置は次のとおりです。

	日勤（8:00～18:00）	準夜（18:00～24:00）	深夜（0:00～8:00）
平 日	2名	2名	2名
土 曜	2名	3名	2名
日曜・祝日	3名	3名	2名
年 末 年 始	3名	3名	3名

イ 事業を円滑に進めるための工夫について

（1） 最新の医療機関応需情報を得るための工夫

横浜市医師会所属医療機関を通じた情報収集を行い、相談者に対して的確な医療機関応需情報を提供するよう努めます。

（2） 救急医療情報センターについての広報活動の実施

現在1日当たりの問い合わせ件数は500件以上にのぼります。今後もさらに多くの市民に医療機関応需情報を提供できるよう広報活動に努めます。具体的には、ホームページによる情報発信、各区役所、各休日急患診療所へのリーフレット配布、その他、広報よこはまへの掲載などあらゆる機会、媒体を通じた広報に取り組みます。

（3） オペレーターについて

オペレーターは、365日、24時間、常時勤務します。必要要員を確保するよう実績ある外部業者に委託します。

② 情報収集についての具体的な計画

ア 診療所の固定情報（標榜科目・診療時間等）については、各区の福祉保健センターの「医療機関調査票」により情報を収集します。また、横浜市医師会が運営する地域医療連携センターにおいて管理している医療機関情報も提供する情報に反映させます。

イ 横浜市小児救急拠点病院における一次救急応需状況について、定時の電話連絡による情報収集を行います。

ウ 神奈川県救急医療情報システムを活用し、医療機関応需情報を収集します。

エ 救急患者受け入れ実績のある病院、診療所については、都度電話連絡を行い、急病患者の受け入れ可否の情報を収集します。

③ 確実、かつ的確な情報を提供するための工夫

ア お待たせしない対応

（1） オペレーターの配置については、市民からの問い合わせに、「お待たせしない対応」を目標に、適正な人員配置に努めます。

第11号様式

単独法人名・共同事業体名 社団法人横浜市医師

- (2) 繁忙時間帯には、多くの市民からの問い合わせが集中し、回線が繋がりにくい状態になると見込まれます。1件当たりの対応時間の短縮に努めます。

イ 接遇研修の実施

(1) 電話マナー研修

相手の顔が見えない電話での対応は、直接顔を合わせる窓口業務と比較して、より一層親身になった対応が求められます。「電話マナー研修」を行うなど、オペレーターの教育・研修に努めます。

(2) 内部勉強会の実施

救急医療情報センターへの問い合わせ電話は録音され、6ヶ月間保存されます。録音されたトラブル例等を「教材」として活用し、職員勉強会を実施し、今後の対応改善に繋げるよう努めます。

ウ 医師による研修の実施

相談者からの問い合わせに対して、適切な診療科目を紹介するためにはある程度の医療知識が必要となります。内部医師による定期的な職員研修を実施するよう努めます。

第12号様式

単独法人名・共同事業体名 社団法人 横浜市医師会

救急医療情報センター相談・助言業務計画

看護師による市民からの救急受診等に対する相談・助言業務を効果的に展開するための視点、特に、看護師が対応する意義と役割や相談・助言の範囲に対する考え方について、具体的に記載ください。

① 看護師による相談・助言業務の意義に対する考え方

社会の少子化、核家族化が進んだ影響で、家族の体調が悪くなったときに、身近な所に相談できる人がいないという市民が増えていると思われます。

夜間や休日、子どもの急病などでどうしたらよいか分からぬ場合、家庭での見守り方やすぐに医療機関にかかる必要があるかなどの相談を受ける窓口を提供することも救急医療センターを運営する法人の役割の一つと考えています。「応急処置の方法は?」、「このまま様子を見ても大丈夫?」などの市民の不安を解決すべく看護師が電話で相談・助言する体制を提供する意義は大きいと考えます。

② 看護師による相談・助言業務がもたらす効果に対する考え方

知識と経験を積んだ看護師が対応することにより、問い合わせをしてきた相談者との会話の中から、必要な情報、状況を把握し、医療機関を受診すべきかどうかの判断基準を提供することができると考えます。

③ 看護師による相談・助言業務が対応すべき範囲に対する考え方

看護師が対応する相談・助言業務については、基本的には医療機関へ受診するまでの指導業務と考えます。最終的に受診するかどうかの判断は相談者側の選択に基づくのですが、医療機関へ行くまでの病状経過観察の要点や、その時点での指導・助言をすることにより、相談者の安心に繋がると考えます。

④ この事業を実施していくために必要な人員配置等の具体的方策について

ア 人員配置について（配置職員のローテーションなど）

現在実施されている相談・助言業務と同じ水準で人員配置が確保できるよう、委託業者と調整を行います。概ね、人員配置は次のとおりです。

	相談業務実施時間帯	配置数
平 日	18:00～24:00	2名
土 曜	13:00～24:00	2名
日曜・祝日	9:00～24:00	2名
年 末 年 始	9:00～24:00	2名

イ より良いサービスの提供等の事業を実施するための工夫について

- (1) 問い合わせ内容の多い科目に精通した看護師を配置します。
- (2) あらゆる機会、媒体を通じて相談・助言事業の効率的利用方法を周知します。

第13号様式

単独法人名・共同事業体名 社団法人横浜市医師会

その他センターで実施する事業計画

その他センターの機能をさらに円滑に実施するための創意工夫や具体的な提案事項、救急医療に関する市民向けの啓発事業など、センターの業務基準以外の提案について記載ください。

① センター機能をさらに円滑に実施するための具体的な提案

ア 職員の教育・研修に取り組みます。

センター職員の生涯教育を通じた質の向上を目的に、さまざまな教育・研修活動に参加させるよう努めます。

横浜市医師会等が行う下記の生涯教育、学術活動の参加に努めます。

(1) 横浜市医師会救急医療研修会

(2) 横浜市医療安全研修会

イ 事務処理のIT化の推進に取り組みます。

現在は1階で受付し、患者がカルテを持って2階診察スペースで受診、受診後は処方箋、会計票を患者が持つて1階で会計をしていますが、一連の事務処理をIT化することによって、患者の負担軽減を目指します。また、併せてカルテ管理のIT化を検討します。

ウ レセプトオンライン請求に取り組みます。

平成22年4月より診療報酬請求は原則オンライン化される見込みです。当センターもレセプトオンライン請求を目指します。

エ X線装置のフィルムレス化に取り組みます。

現在、X線像はフィルムに出力していますが、これをフィルムレス化のシステムに改め、処理の迅速化やスペース及び管理の効率化を目指します。

② 救急医療に対する市民啓発事業など市民向けの事業提案

ア ホームページへの掲載

ホームページのコンテンツ（内容）を充実させ、センター事業や利用手続きなどを分かり易く発信していきます。

イ 市民向けリーフレットの配布

横浜市夜間急病センター受診時の留意事項を案内した市民向けリーフレットを作成し、市内の夜間急病センター、各区休日急患診療所及び福祉保健センター等で配布するよう努めます。

ウ 横浜市医師会が行なう市民広報を通じた広報の実施

(1) 市民広報誌への掲載

横浜市医師会が発行している「みんなの健康」に夜間急病センター及び救急医療情報センターの利用案内を掲載します。多くの市民にセンターを知って頂くよう市民啓発に努めます。

(2) テレビ放映

横浜市医師会が提供しているテレビ神奈川の番組「メディカルチェック・みんなの健康」において、夜間急病センター及び救急医療情報センターの利用案内や急病時の対応策を取り上げます。市民の方々が初期救急医療に対して関心を持って頂くよう働きかけをしていきます。

■放送 テレビ神奈川「ハマランチョ」番組内

毎週金曜日 午後1時20分～午後1時30分

第13号様式

単独法人名・共同事業体名 社団法人横浜市医師

③ その他の企画・提案事項

- ア 災害発生時の救急医療センターの役割を検討してまいります。
- イ 新興感染症発生時の救急医療センターの役割を検討してまいります。

第14号様式

単独法人名・共同事業体 社団法人 横浜市医師会

医療、その他センター業務のサービス向上、安全管理の確保、個人情報の保護管理等について

センター業務全般のサービス水準を常に向上させていくために、どのような取り組みを継続していくのか。さらには苦情も含めた患者からの声をどのようにしゅうやくするのか。また、医療安全の確保に対する具体的な計画や、法人としての自己評価に対する具体的な考え方、個人情報の保護管理に関する計画等について記載してください。

① センター業務全般にかかるサービス水準の維持、向上に関する具体的な計画

患者や家族から最も求められることは少ない待ち時間で診療を受けたいということです。初期救急医療の需要は曜日、休日、月、季節、他の医療供給体制などの要因により大きな変動があります。そのため、横浜市医師会が横浜市救急医療センターを運営する際には、連休やインフルエンザ流行時など繁忙時は医師、薬剤師、事務職員等の柔軟な増員を行い、患者へのサービスの向上に努めます。

② 苦情も含めた患者からの声・評価を集約する具体的な取り組み計画

患者アンケート調査を実施し、業務改善に繋げてまいります。

③ 患者の安全確保に対する具体的な取り組み計画

ア 医療安全管理対策について

横浜市救急医療センター安全管理指針を策定しました（添付資料1）。今後はこの指針に従い、患者の安全管理に努めます。横浜市医師会はセンターでの医療事故防止に最大限の努力を払います。

イ 院内感染対策について

横浜市救急医療センター院内感染対策指針を策定しました（添付資料3）。この指針に従い、院内感染の防止に留意します。また、院内感染発生の際には速やかに原因の特定を図り、早期の感染制圧を図ります。

ウ 医療機器の保守点検・安全使用について

横浜市救急医療センター医療機器の保守点検・安全使用指針を策定しました（添付資料4）。この指針に従い、センター内で使用される医療機器の保守点検・安全使用に向けての体制整備を図ります。

④ 自己評価に対する考え方とそれに関する具体的な手法、また、市民に対する事業の透明性の確保等についての具体策

横浜市救急医療センター運営委員会を設置します。アンケートによる患者満足度調査、転送状況調査、電話相談状況調査、職員意向調査などのセンター運営状況を調査し、その結果をこの運営委員会で協議し、自己評価の資料とします。また、収集された調査結果からセンター運営上の問題点を検討し、患者本位の視点に立った、患者満足度の高いサービスの提供をするよう、業務改善を心がけてまいります。また、横浜市医師会は社団法人として果たすべき事業の透明性の確保に努めてまいります。

⑤ 個人情報の保護に対する考え方

横浜市救急医療センター個人情報保護指針を策定しました（添付資料2）。今後はこの指針に従い、患者の個人情報保護に努めます。患者や相談者の個人情報保護に向けて、最大限の努力を払います。

第15号様式

単独法人名・共同事業体 社団法人 横浜市医師会

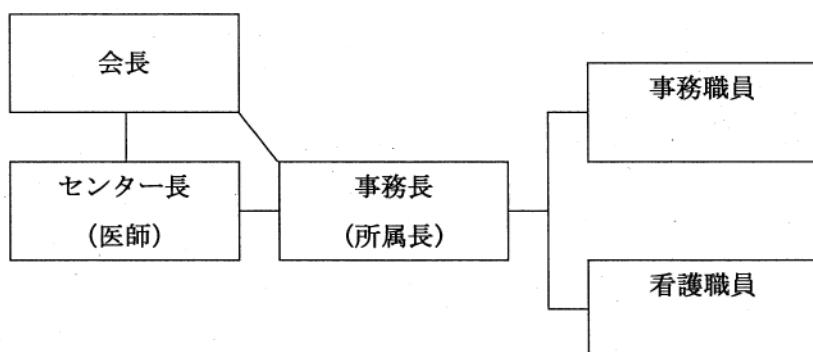
組織図、スタッフの配置、人材育成に対する考え方

センターの諸事業とサービスを展開・実現するための執行体制について組織図を描くとともに、スタッフの人数、職種（担当業務）、雇用形態（正規・派遣・パート等）等、職員配置について、標準的な計画を記載してください。

また、人材育成に対する考え方について記載してください。

1 現在想定している組織図とスタッフ体制

(1) 救急医療センター組織図



(2) スタッフ体制図

職種	正規職員	パート職員	委託職員	合計
医師（センター長）	1			1
事務職員	6	15		21
看護職員	4	30		34
医師	内科 小児科 眼科 耳鼻咽喉科		140 70 80 50	140 70 80 50
薬剤師			200	200
検査技師			30	30
放射線技師			30	30
合計	11	45	600	656

※ パート職員及び委託職員は予定数

第15号様式

単独法人名・共同事業体 社団法人 横浜市医師会

2 人材育成に対する考え方

ア 豊かな人間性の育成

医療従事者は専門分野の知識・技術はもとより、豊かな人間性が求められます。豊かな人間性を培うことにより、「患者やその家族の気持ちを理解する」、「知識・技術を効果的に使う」、「チームケアを実践する」などが可能になります。サービスの質の向上を図るため職員の人間性を磨くよう努めます。

イ スタッフの健康管理について

(1) 健康診断の実施

職員については、労働安全衛生法に基づき健康診断を実施します。

(2) 職員の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境形成に努めます。

第16号様式

単独法人名・共同事業体名 社団法人 横浜市医師会

平成22年度の収支計画書

平成22年度予算の収支計画を項目ごとに記載してください。「業務基準」を超える提案にかかる部分については、別に積算してください。（「第16号様式の添付資料」参照。（ ）は内数となります。）

収入

単位：円

診療科・項目	平成22年度（通年）	業務基準」を超える部分（外数）	合 計
内 科	100, 750, 000		100, 750, 000
小児科	82, 150, 000		82, 150, 000
耳鼻咽喉科	84, 940, 000		84, 940, 000
眼 科	42, 160, 000		42, 160, 000
小 計	310, 000, 000		310, 000, 000
書類代	10, 000		10, 000
その他	10, 000		10, 000
小 計	20, 000		20, 000
合 計	310, 020, 000		310, 020, 000

支出

単位：円

項 目	平成22年度（通年）	業務基準」を超える部分（外数）	合 計
夜間急病センター			
人件費	245, 443, 000		245, 443, 000
医薬材料費	34, 000, 000		34, 000, 000
使用料及び賃借料	1, 838, 000		1, 838, 000
委託料その他	38, 200, 000		38, 200, 000
小 計	319, 481, 000		319, 481, 000
救急医療情報センター			
人件費	0		0
委託料その他	60, 500, 000		60, 500, 000
小 計	60, 500, 000		60, 500, 000
共通管理経費			
人件費	45, 980, 000		45, 980, 000
研究研修費	3, 200, 000		3, 200, 000
建物管理費	29, 000, 000		29, 000, 000
委託料その他	25, 448, 000		25, 448, 000
光熱水費・通信費	17, 411, 000		17, 411, 000
小 計	121, 039, 000		121, 039, 000
合 計	501, 020, 000		501, 020, 000

指定管理経費（指定管理料）（税込み）

191, 000, 000 円

第16号様式の添付資料

収支計画書を作成するにあたっては、以下の経費について提示の金額で見込んでください。

1 夜間急病センター

(1) 使用料及び賃借料のうち、次の機器等のリース料 ((1)～(2)の合計額)

(1) デジタルフィルム画像処理システム	1, 288, 980／年
(2) 投薬表示装置	548, 100／年

1, 838, 000円

2 共通管理経費

(1) 光熱水費、電話通信費
(FAX) 17, 411, 000円

(2) 小破修繕料 2, 200, 000円

(3) 建物管理費（横浜市健康福祉総合センター保守管理委託にかかる経費）

29, 000, 000円

（提示した金額はすべて、12か月分の所要額）

第17号様式

単独法人名・共同事業体 社団法人 横浜市医師会

コスト削減に向けた取組

コスト削減や効率的運営のための具体的方策、計画について記載してください。

初期救急医療事業は、本来、横浜市が用意すべきセーフティーネットです。本事業の目的は救急医療が必要な市民に迅速に的確な初期救急医療を提供し、また、必要に応じて速やかに二次、三次救急医療に転送する体制を継続維持することと考えます。横浜市医師会は、本事業を担当するに当たっては、無駄のない、効率の良い運営をすることが求められていることも十分理解しております。

初期救急医療の需要は曜日、休日、月、季節、他の医療供給体制などの要因により大きな変動があります。横浜市医師会が横浜市救急医療センターを運営する際には、市民の初期救急医療ニーズの変化に柔軟に対応した、無駄の少ない医療供給体制で臨むことを念頭に置き、効率的な運営に当たる所存です。

しかし、本事業の見込み事業支出の大半は人件費です。医療サービスの多くの部分は人が提供するものであり、患者や家族に親切で、きめ細かいサービスを提供するには、十分な人員を確保することが必要不可欠です。人員削減によるコスト削減を考えるのではなく、適切な人員配置を行います。本会が提案している医師人員配置計画は、常勤医師を最小限とし、本会会員が非常勤職員として出動します。この方法は、人件費削減の観点からみても、非常に優れたものであると考えます。

人件費以外に大きな割合を占める経費として広報費があります。市民向けの広報として、ホームページの充実、横浜市医師会が発行している市民広報誌「みんなの健康」での広報、横浜市医師会が提供しているテレビ神奈川の番組「メディカルチェック・みんなの健康」での広報などを計画しています。本会が運営、提供する既存のメディアを通じた広報は経費を抑えながらも効果のある広報であると考えます。

その他の事業経費については事務処理のIT化、レセプトオンライン請求の実行、X線装置のフィルムレス化等を推進し、ランニングコストの削減に主眼を置き、健全運営に努める所存です。